

休眠会社等の整理作業（法務省による会社の整理）

毎年10月中旬頃に法務省は、一定期間登記がなされていない株式会社、一般社団法人や一般財団法人に対して、官報に公告を行い、各法務局から「通知書」が送付されています。万が一、事業を廃止していないのに今年に「通知書」が届いた場合は、「通知書」と一体となっている「（まだ事業所を廃止していない旨の）届出書」を2024（R6）年12月10日まで管轄の登記所に提出する必要があります。

登記を適時に行うことが必要

会社や一般社団（または財団）法人は、設立に際して登記（商号・名称、所在地、役員等）を行うことで、基本的な情報を公開して各種事業活動を行います。設立後も会社・法人の実態に合った登記が行われるように、役員等の登記事項が変更（再任）された場合には速やかに登記を行うことが求められています。

通常、名称・商号や定款の変更は滅多に生じませんが、役員等の変更登記は必ず定期的実施する必要が生じます。

法人形態	内容
株式会社	役員（取締役）の任期は原則2年（株式の譲渡制限のある会社は最長10年）であり、 <u>少なくとも10年に1度は登記</u> を行う必要あり。役員の変更が無い再任の場合でも、当初の任期満了時に登記。
一般社団（財団）法人	役員（理事）も任期が2年、 <u>少なくとも2年に1度は登記</u> 。

上記の定期的な登記を行っていない会社・法人は「休眠会社/法人」と看做され、下記理由により2014（H26）年以降、毎年整理作業が行われています。



- ① 登記の信頼性を維持するため、実態を失った会社等の情報整理
- ② 休眠会社を犯罪の手段として悪用されることを防止

整理の対象となるのは、休眠会社（株式会社*）は「最後の登記から12年経過」、休眠一般法人（一般社団（財団）法人）は「最後の登記から5年経過」の会社/法人となります。

*株式会社のうち、旧有限会社（特例有限会社）は役員任期の期限が無いので対象外

「通知書」が届いたが、事業を続けている場合

所定の変更登記を実施していないことにより、事業活動中の会社/法人に「通知書」が届く可能性があります。その場合は、2024（R6）年12月10日までに必要な登記を速やかに実施するか、「（まだ事業所を廃止していない旨の）届出」を行い、改めて必要な登記を速やかに実施する必要があります。

この届出等を行わないと、2024年12月11日をもって当該会社は解散したものと処理され「みなし解散」の登記が行われます。 参考:法務省 HP https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00083.html

ここ数年、毎年約15万社余りの会社が新設され、休業/解散等は毎年約5万社となっています（参考:東京商工リサーチ HP）。会社数は増えてきている一方、適切に休業/解散等の整理が行われていない会社も増加している可能性があります。このような状況のもと、法務省が実施する休眠会社/法人の整理作業で、2023（R5）年は約3万社の会社/法人が解散したものと、「みなし解散登記」が行われています。

事業活動を停止（休業）している場合は、休業の届出を都道府県、市町村、税務署等に提出しますが、会社が存続しているため、毎年の税務申告と共に、役員の変更登記は定期的に必要となりますので、注意してください。

@11月の予定

- 11/11・10月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 12/2・9月決算法人の確定申告
・3,6,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

